

第1009回教育委員会

平成27年3月25日
県庁舎教育委員室

1 開 会 午前10時

2 会議録署名委員の指名

3 会期の決定

4 議 題

- 議第1号 山形県教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する規則の設定について (総務課)
- 議第2号 山形県教育委員会教育長の営利企業従事に関する規則の設定について (総務課)
- 議第3号 山形県教育委員会教育長に対する退職手当の特例に関する規則の一部を改正する規則の制定について (総務課)
- 議第4号 山形県教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について (総務課)
- 議第5号 山形県教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則の制定について (総務課)
- 議第6号 山形県教育委員会公告式規則の一部を改正する規則の制定について (総務課)
- 議第7号 教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則の一部を改正する規則の制定について (総務課)
- 議第8号 山形県教育財産管理規則の一部を改正する規則の制定について (総務課)
- 議第9号 山形県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について (総務課)
- 議第10号 山形県教科用図書選定審議会規則の一部を改正する規則の制定について (義務教育課)
- 議第11号 山形県立高等学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則の制定について (スポーツ保健課)
- 議第12号 山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則の制定について (総務課教職員室)
- 議第13号 山形県免許状更新講習の受講者等に関する規則の一部を改正する規則の制定について (総務課教職員室)
- 議第14号 教職員の人事について (総務課教職員室)

5 閉 会

議第 1 号

山形県教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する規則の 設定について

山形県教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する規則を次のように制定する。

山形県教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する規則

山形県教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件については、別に定めのある場合を除き、職員の勤務時間に関する条例（昭和 26 年 10 月県条例第 44 号）の適用を受ける職員の例による。この場合において、同条例の規定中「任命権者」とあるのは「山形県教育委員会」とする。

附 則

- 1 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律 76 号。以下「改正法」という。）附則第 2 条第 1 項に規定する旧教育長である山形県教育委員会の教育長（以下「旧教育長」という。）の当該教育委員会の委員としての任期が満了する日（当該満了する日前に旧教育長が欠けた場合には、当該欠けた日）の翌日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、平成 27 年 4 月 1 日において改正法による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 16 条第 1 項の教育委員会の教育長である山形県教育委員会の教育長が在職しない場合には、この規則は、同日から施行する。

提 案 理 由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の制定に伴い、山形県教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件を定めるため提案するものである。

平成 27 年 3 月 25 日提出

山形県教育委員会

教育長 菅 野 滋

参考

山形県教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する規則(案) (給与等条例との比較表)

参 考	設 定 案
<p>○山形県教育委員会教育長の給与等に関する条例 昭和49年12月18日山形県条例第65号 (勤務時間その他の勤務条件)</p> <p>第10条 勤務時間その他の勤務条件については、別に定めのある場合を除き、一般職の職員の例による。</p>	<p>○山形県教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する規則 平成27年3月○日県教育委員会規則第〇号</p> <p>山形県教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件については、別に定めのある場合を除き、職員の勤務時間に関する条例(昭和26年10月県条例第44号)の適用を受ける職員の例による。この場合において、同条例の規定中「任命権者」とあるのは「山形県教育委員会」とする。</p>

山形県教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する規則について

教育庁総務課

1 制定理由

教育長の勤務時間その他の勤務条件は山形県教育委員会教育長の給与等に関する条例（以下「教育長給与等条例」という。）で規定されているが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 76 号）の制定に伴い、教育長は一般職でなくなるため、教育長給与等条例の効力を失う日を定める改正が行われたことから、教育長の勤務時間その他の勤務条件について、一般職とは別に新たに規則で定めるもの。

2 制定内容

教育長の勤務時間その他の勤務条件は、一般職の職員の例による。ただし、勤務時間の割振り等を行うのは任命権者ではなく教育委員会とする。

3 施行期日

現行の教育長の委員としての任期が満了する日（当該満了する日前に教育長が欠けた場合には欠けた日）の翌日

ただし、平成 27 年 4 月 1 日において、現行の教育長が在職しない場合には、同日から施行

議第 2 号

山形県教育委員会教育長の営利企業従事に関する規則の設定について

山形県教育委員会教育長の営利企業従事に関する規則を次のように制定する。

山形県教育委員会教育長の営利企業従事に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第11条第7項の規定に基づく山形県教育委員会（附則第2項を除き、以下「教育委員会」という。）の許可に関する手続及び許可の基準を定めることを目的とする。

(許可の申請)

第2条 教育長は、法第11条第7項の規定による許可を受けようとするときは、他からの依頼がある場合はその依頼書を添えて、教育委員会に申請しなければならない。

2 前項の許可を受けている教育長は、当該許可に係る理由が消滅した場合は、すみやかに営利企業等離職届を教育委員会に届け出なければならない。

(許可の基準)

第3条 教育委員会は、法第11条第7項の規定により営利企業等に従事するについて、教育長から許可の申請があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、かつ、法の精神に反しないと認められる場合に限り許可することができる。

(1) 職務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合

(2) 教育委員会が管理し、及び執行する事務と、教育長が兼ねようとする地位又は従事しようとする事業若しくは事務との間に特別な利害関係があり、又はその発生のおそれがある場合

附 則

- 1 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律76号。以下「改正法」という。）附則第2条第1項に規定する旧教育長である教育委員会の教育長（以下「旧教育長」という。）の当該教育委員会の委員としての任期が満了する日（当該満了する日前に旧教育長が欠けた場合には、当該欠けた日）の翌日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、平成27年4月1日において改正法による改正前の法第16条第1項の教育委員会の教育長である山形県教育委員会の教育長が在職しない場合には、この規則は、同日から施行する。

提 案 理 由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の制定に伴い、山形県教育委員会教育長の営利企業従事の許可に関する手続及び許可の基準を定めるため提案するものである。

平成 27 年 3 月 25 日提出

山形県教育委員会

教育長 菅 野 滋

参考

山形県教育委員会教育長の営利企業従事に関する規則（案）（人事委員会規則との比較表）

参 考	設 定 案
○職員の営利企業従事の許可の基準 昭和27年4月5日山形県人事委員会規則7—2 人事委員会は、〔山形県職員の営利企業等の従事制限〕に関し、次の人事委員会規則を定める。 職員の営利企業従事の許可の基準 (目的) 第1条 この規則は、 <u>地方公務員法</u> （昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第38条第1項の規定に基づき任命権者の許可を受けなければならない地位及び同条第2項の規定に基づく任命権者の許可の基準を定めることを目的とする。 (許可を受けなければならない地位) 第2条 法第38条第1項に規定する任命権者の許可を受けなければならない地位は、同項に規定する役員のほか、顧問、評議員及びこれらに準ずるものとする。	○山形県教育委員会教育長の営利企業従事に関する規則 平成〇年〇月〇日山形県教育委員会規則第〇号 <u>山形県教育委員会教育長の営利企業従事に関する規則</u> をここに公布する。 山形県教育委員会教育長の営利企業従事に関する規則 (目的) 第1条 この規則は、 <u>地方教育行政の組織及び運営に関する法律</u> （昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第11条第7項の規定に基づく山形県教育委員会（附則第2項を除き、以下「教育委員会」という。）の許可に関する手続及び許可の基準を定めることを目的とする。 (許可の申請) 第2条 教育長は、法第11条第7項の規定による許可を受けようとするときは、他からの依頼がある場合はその依頼書を添えて、教育委員会に申請しなければならない。 2 前項の許可を受けている教育長は、当該許可に係る理由が消滅した場合は、すみやかに営利企業等離職届を教育委員会に届け出なければならない。 (許可の基準) 第3条 任命権者は、法第38条第1項の規定により営利企業等に従事するについて、職員から許可の申請があつたときは、次の各号の一に該当する場合を除き、かつ、法の精神に反しないと認められる場合に限り許可することができる。 (1) 職務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合 (2) 職員が勤務する機関又は職員が占めている職と、兼ねようとする地位又は従事しようとする事業若しくは事務との間に特別な利害関係があり又はその発生のおそれがある場合
	第3条 教育委員会は、法第11条第7項の規定により営利企業等に従事するについて、教育長から許可の申請があつたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、かつ、法の精神に反しないと認められる場合に限り許可することができる。 (1) 職務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合 (2) 教育委員会が管理し、及び執行する事務と、教育長が兼ねようとする地位又は従事しようとする事業若しくは事務との間に特別な利害関係があり、又はその発生のおそれがある場合

山形県教育委員会教育長の営利企業従事に関する規則について

教育庁総務課

1 制定理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)の制定により、教育長に係る営利企業従事制限について規定されたため、特別職となる教育長の営利企業従事の許可に関する手続及び許可の基準について、一般職とは別に新たに規則で定めるもの。

2 制定内容

教育長の営利企業従事に関する基準は、一般職と同様の取扱いとなるよう規定する。ただし、許可申請は任命権者ではなく、教育委員会に対して行うものとする。

3 施行期日

現行の教育長の委員としての任期が満了する日(当該満了する日前に教育長が欠けた場合には欠けた日)の翌日

ただし、平成27年4月1日において、現行の教育長が在職しない場合には、同日から施行

議第 3 号

山形県教育委員会教育長に対する退職手当の特例に関する規則の一部を
改正する規則の制定について

山形県教育委員会教育長に対する退職手当の特例に関する規則を次のように制定する。

山形県教育委員会教育長に対する退職手当の特例に関する規則の一部を
改正する規則

山形県教育委員会教育長に対する退職手当の特例に関する規則（平成 19 年 3 月 27 日県教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「教育長（」を「教育長（附則第 3 項を除き、」に改める。

附則を附則第 1 項とし、同項の次に次の 2 項を加える。

2 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律

（平成 26 年法律第 76 号。以下「改正法」という。）附則第 2 条第 1 項に規定する
旧教育長である教育長（以下この項において「旧教育長」という。）の教育委員会
の委員としての任期が満了する日（当該満了する日前に旧教育長が欠けた場合にあ
つては、当該欠けた日。）限り、その効力を失う。

3 平成 27 年 4 月 1 日において改正法による改正前の地方教育行政の組織及び運営
に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 16 条第 1 項の教育委員会の教育長である
山形県教育委員会の教育長が在職しない場合にあっては、前項の規定にかかわら
ず、この規則は、同日の前日限り、その効力を失う。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の制定に伴い、規
定の整備を図るため提案するものである。

平成 27 年 3 月 25 日提出

山形県教育委員会

教育長 菅 野 滋

山形県教育委員会教育長に対する退職手当の特例に関する規則新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、山形県教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和49年12月県条例第65号。以下「条例」という。）第6条において準用する特別職の職員に対する退職手当支給条例（昭和29年1月県条例第1号。以下「特別職の条例」という。）第5条の規定に基づき、山形県教育委員会の<u>教育長</u>（以下「教育長」という。）に対する退職手当の特例に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、山形県教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和49年12月県条例第65号。以下「条例」という。）第6条において準用する特別職の職員に対する退職手当支給条例（昭和29年1月県条例第1号。以下「特別職の条例」という。）第5条の規定に基づき、山形県教育委員会の<u>教育長（附則第3項を除き、以下「教育長」という。）</u>に対する退職手当の特例に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>附 則</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>2 この規則は、<u>地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号。以下「改正法」という。）</u>附則第2条第1項に規定する旧教育長である教育長（以下この項において「旧教育長」という。）の教育委員会の委員としての任期が満了する日（当該満了する日前に旧教育長が欠けた場合にあっては、当該欠けた日。）限り、その効力を失う。</p> <p>3 平成27年4月1日において改正法による改正前の<u>地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）</u>第16条第1項の教育委員会の教育長である山形県教育委員会の教育長が在職しない場合にあっては、前項の規定にかかわらず、この規則は、同日の前日限り、その効力を失う。</p>

山形県教育委員会教育長に対する退職手当の特例に関する規則の 一部改正について

1 改正理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）の制定に伴い、県議会2月定例会にて、本規則の根拠である山形県教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和49年12月県条例第65号）の効力を失う日を定める改正が行われたことから、本規則についても同様の改正を行うもの。

2 改正内容

本規則が効力を失う日を次のように定める。

- (1) 教育長の任期満了の日
- (2) 平成27年4月1日に教育長が在職しない場合には、同日

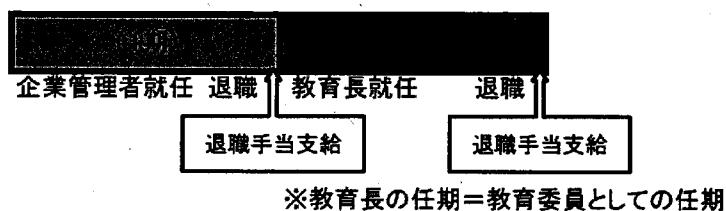
3 施行期日

この規則は、公布の日から施行する。

※山形県教育委員会教育長に対する退職手当の特例に関する規則の概要

1 退職手当の原則

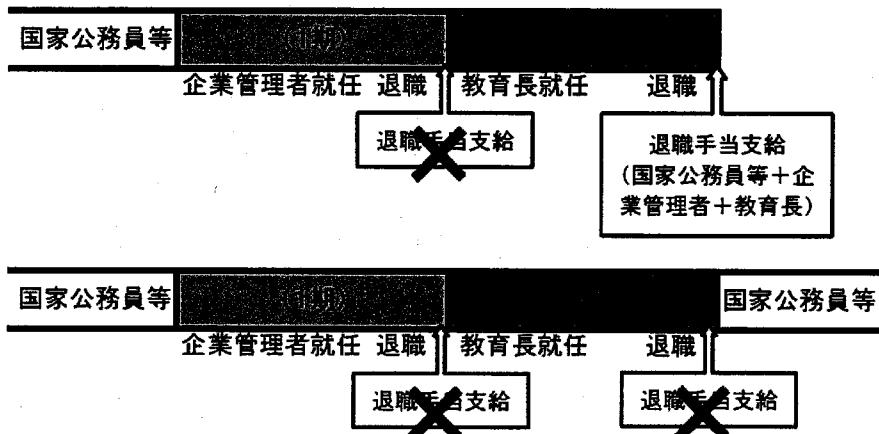
教育長又は副知事等（副知事、企業管理者、病院事業管理者、常勤の監査委員又は常勤の人事委員会の委員）の退職手当はその任期ごとに支給される。



2 退職手当の特例

国家公務員等で教育長又は副知事等となるため退職し、引き続いて教育長又は副知事等となった者については、退職手当はその任期ごとに支給せず、国家公務員等の在職期間及び副知事等の在職期間を教育長としての在職期間に通算して支給する。

ただし、教育長を退職後引き続いて国家公務員等となった場合には、退職手当を支給しない。



山形県教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について

山形県教育委員会会議規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

山形県教育委員会会議規則の一部を改正する規則

山形県教育委員会会議規則（昭和 35 年 4 月県教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「) に」を「。以下「法」という。) に」に改める。

第 2 条第 2 項中「教育委員会委員長（以下「委員長」）を「教育委員会教育長（以下「教育長」）に改める。

第 2 章を次のように改める。

第 2 章 削除

第 4 条及び第 5 条 削除

第 6 条第 2 項及び第 7 条第 3 項中「委員長」を「教育長」に改める。

第 8 条を次のように改める。

第 8 条 法第 14 条第 2 項の規定による会議の招集の請求は、書面で行うこととする。

第 9 条から第 17 条まで、第 19 条及び第 20 条中「委員長」を「教育長」に改める。

第 22 条第 1 項中「委員長」を「教育長」に改め、「教育長の推薦する者を」を削り、同条第 2 項中「委員長」を「教育長」に改め、同項の次に次の 1 項を加える。

3 教育長は、会議の終了後、遅滞なく、会議録を公表するものとする。ただし、秘密会とした部分については、この限りでない。

第 23 条第 4 号を次のように改める。

(4) 教育長及び委員等の諸報告

第 23 条第 5 号中「大要」を「経過」に改め、同条第 8 号中「委員長」を「教育長」に改める。

第 24 条及び第 25 条中「委員長」を「教育長」に改める。

附 則

- 1 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 76 号。以下「改正法」という。）附則第 2 条第 1 項に規定する旧教育長である山形県教育委員会の教育長（以下「旧教育長」という。）の当該教育委員会の委員としての任期が満了する日（当該満了する日前に旧教育長が欠けた

場合には、当該欠けた日）の翌日から施行する。

- 2 前項の規定にかかわらず、平成 27 年 4 月 1 日において改正法による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 16 条第 1 項の教育委員会の教育長である山形県教育委員会の教育長が在職しない場合には、この規則は、同日から施行する。

提 案 理 由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の制定に伴い、規定の整備を図る等のため提案するものである。

平成 27 年 3 月 25 日提出

山形県教育委員会

教育長 菅 野 滋

山形県教育委員会会議規則新旧対照表

現 行	改 正 案
第1章 総則 第1条 教育委員会（以下「委員会」という。）の会議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）に規定されているもののほか、この規則の定めるところによる。	第1章 総則 第1条 教育委員会（以下「委員会」という。）の会議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）に規定されているもののほか、この規則の定めるところによる。
第2条 一略— 2 委員は、招集に応ずることができないとき、又は指定の時刻までに出席することができないときは、あらかじめその理由を付して <u>教育委員会委員長</u> （以下「委員長」という。）に届け出なければならない。 3 一略—	第2条 一略— 2 委員は、招集に応ずることができないとき、又は指定の時刻までに出席することができないときは、あらかじめその理由を付して <u>教育委員会教育長</u> （以下「教育長」という。）に届け出なければならない。 3 一略—
第3条 一略— 2 一略— <u>第2章 委員長の選挙及び委員長職務代理者の指定</u>	第3条 一略— 2 一略— <u>第2章 削除</u>
第4条 委員長の選挙は、会議において無記名投票により行ない、有効投票の最多数を得た者をもつて当選人とする。この場合において有効投票の最多数を得た者が2人以上あるときは、これらの者について再投票を行ない、当選人を決定するものとする。 2 委員中に異議がないときは、前項の選挙につき指名推選の方法をとることができる。 3 指名推選の方法をとる場合においては、被指名人をもつて当選人と定めるべきかどうかを会議にはかり、委員の全員の同意があつた者をもつて当選人とする。	第4条 削除
第5条 委員長職務代理者の指定は、会議において指名推選の方法によるものとし、その方法については前条第3項の規定を準用する。	第5条 削除
第3章 会議の招集及び会期 第6条 一略— 2 会議の招集を行なつた場合には、 <u>委員長</u> は、会議開催の場所及び日時、会議に付すべき事件を告示するものとする。ただし、会議の招集が急施を要するため告示をするいとまがない場合はこの限りでない。 3 一略—	第3章 会議の招集及び会期 第6条 一略— 2 会議の招集を行なつた場合には、 <u>教育長</u> は、会議開催の場所及び日時、会議に付すべき事件を告示するものとする。ただし、会議の招集が急施を要するため告示をするいとまがない場合はこの限りでない。 3 一略—
第7条 一略— 2 一略— 3 臨時会は、 <u>委員長</u> が必要と認めた場合において、これを招集する。	第7条 一略— 2 一略— 3 臨時会は、 <u>教育長</u> が必要と認めた場合において、これを招集する。

<p>第8条 委員2人以上の者から書面で会議に付議すべき事件を示して会議の招集の請求があつたときは、委員長は、これを招集しなければならない。</p>	<p>第8条 法第14条第2項の規定による会議の招集の請求は、書面で行うこととする。</p>
<p>第9条 会議の会期は、委員長が、会議にはかり決定する。</p>	<p>第9条 会議の会期は、教育長が、会議にはかり決定する。</p>
<p>2 会期内に議題の審議を終了することができないとき、又は臨時急施を必要とする事件があるときその他特別の必要があるときは、委員長は、会議にはかり会期を延長することができる。</p>	<p>2 会期内に議題の審議を終了することができないとき、又は臨時急施を必要とする事件があるときその他特別の必要があるときは、教育長は、会議にはかり会期を延長することができる。</p>
<p>第4章 会議</p>	<p>第4章 会議</p>
<p>第10条 会議の開会、開議、休会、散会、休憩又は閉会は、委員長が、これを宣告する。</p>	<p>第10条 会議の開会、開議、休会、散会、休憩又は閉会は、教育長が、これを宣告する。</p>
<p>2 委員長が開会又は開議を宣告する前及び休会、散会、休憩又は閉会を宣告した後は、何人も議事について発言することはできない。</p>	<p>2 教育長が開会又は開議を宣告する前及び休会、散会、休憩又は閉会を宣告した後は、何人も議事について発言することはできない。</p>
<p>第11条 委員長は、会議に付する事件及びその順序を記載した議事日程を定め、委員に配付しなければならない。</p>	<p>第11条 教育長は、会議に付する事件及びその順序を記載した議事日程を定め、委員に配付しなければならない。</p>
<p>2 前項の議事日程を変更しようとするときは、委員長は、会議にはかつて決定しなければならない。</p>	<p>2 前項の議事日程を変更しようとするときは、教育長は、会議にはかつて決定しなければならない。</p>
<p>第12条 委員長は、事件を議題とするときは、その旨を宣告する。</p>	<p>第12条 教育長は、事件を議題とするときは、その旨を宣告する。</p>
<p>2 委員長は、必要と認めたときは、数件を一括して議題とすることができます。</p>	<p>2 教育長は、必要と認めたときは、数件を一括して議題とすることができます。</p>
<p>第13条 委員が発言しようとするときは、委員長の許可を受けなければならない。</p>	<p>第13条 委員が発言しようとするときは、教育長の許可を受けなければならない。</p>
<p>第14条 一略一</p>	<p>第14条 一略一</p>
<p>2 委員長は、質問及び討論が議題外にわたるか、又は必要ないと認めたときは、これを制止することができる。</p>	<p>2 教育長は、質問及び討論が議題外にわたるか、又は必要ないと認めたときは、これを制止することができる。</p>
<p>第15条 一略一</p>	<p>第15条 一略一</p>
<p>2 動議が提出されたときは、委員長は会議にはかり、賛成多数と認めたときは、これを議題としなければならない。</p>	<p>2 動議が提出されたときは、教育長は会議にはかり、賛成多数と認めたときは、これを議題としなければならない。</p>
<p>第16条 委員長は、論旨が尽きたと認めたときは、会議にはかつて、採決しなければならない。</p>	<p>第16条 教育長は、論旨が尽きたと認めたときは、会議にはかつて、採決しなければならない。</p>
<p>2 委員長は、採決しようとするときは、その議題を会議に宣告しなければならない。</p>	<p>2 教育長は、採決しようとするときは、その議題を会議に宣告しなければならない。</p>
<p>3 委員長が採決を宣告した後は、その議題について発言することができない。</p>	<p>3 教育長が採決を宣告した後は、その議題について発言することができない。</p>
<p>第17条 委員長は、採決しようとするときは、順次各委員の賛否の意見を求めて、その多少を認定し、可否を決する。</p>	<p>第17条 教育長は、採決しようとするときは、順次各委員の賛否の意見を求めて、その多少を認定し、可否を決する。</p>
<p>2 委員長は、必要があると認めるときは、前項</p>	<p>2 教育長は、必要があると認めるときは、前項</p>

の規定にかかわらず会議にはかつて記名又は無記名の投票によって採決をすることができる。	の規定にかかわらず会議にはかつて記名又は無記名の投票によって採決をすることができる。
3 委員長は、採決したときは、直ちに、その結果を宣告しなければならない。	3 教育長は、採決したときは、直ちに、その結果を宣告しなければならない。
第18条 一略—	第18条 一略—
2 一略—	2 一略—
3 一略—	3 一略—
第19条 会議は、委員長の許可を得て傍聴することができる。ただし、委員会の決議により、秘密会としたときは、この限りでない。	第19条 会議は、教育長の許可を得て傍聴することができる。ただし、委員会の決議により、秘密会としたときは、この限りでない。
2 一略—	2 一略—
第20条 委員会に対して、請願又は陳情をしようとする者は、委員長の許可する時間内において、事情を述べることができる。	第20条 委員会に対して、請願又は陳情をしようとする者は、教育長の許可する時間内において、事情を述べることができる。
第5章 会議録	第5章 会議録
第21条 会議の次第は、会議録に記載しなければならない。	第21条 会議の次第は、会議録に記載しなければならない。
第22条 会議録は、委員長が事務局職員中より教育長の推薦する者を指名して、これを作成させる。	第22条 会議録は、教育長が事務局職員中より指名して、これを作成させる。
2 会議録には、委員長の指名した委員2名が署名しなければならない。	2 会議録には、教育長の指名した委員2名が署名しなければならない。 3 教育長は、会議の終了後、遅滞なく、会議録を公表するものとする。ただし、秘密会とした部分については、この限りでない。
第23条 会議録に記載すべき事項は、おおむね次のとおりとする。	第23条 会議録に記載すべき事項は、おおむね次のとおりとする。
(1) ~ (3) 一略— (4) 委員長、委員及び教育長等の報告の要旨 (5) 議題及び議事の大要 (6) ~ (7) 一略— (8) その他委員長又は会議において必要と認めた事項	(1) ~ (3) 一略— (4) 教育長及び委員等の諸報告 (5) 議題及び議事の経過 (6) ~ (7) 一略— (8) その他教育長又は会議において必要と認めた事項
第24条 会議録に記載した事項に関して、委員中に異議があるときは、委員長はこれを会議にはかつて決定する。	第24条 会議録に記載した事項に関して、委員中に異議があるときは、教育長はこれを会議にはかつて決定する。
第6章 補則	第6章 補則
第25条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、委員長が会議にはかつて定める。	第25条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長が会議にはかつて定める。

山形県教育委員会会議規則の一部改正について

教育庁総務課

1 改正理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)の制定により、委員長職が廃止され、教育長が会務を総理し教育委員会の代表となること、会議の議事録を作成し公表する努力義務が規定されたことから、これらについて規定の整備等を行うもの。

2 改正内容

- ・委員長職が廃止され、教育長が会議の主宰者となることによる規定の整備
- ・教育長の職務を代理する委員を会議で指名することとする規定の追加
- ・会議の議事録の作成、公表に関する規定の追加

等

3 施行期日

現行の教育長の委員としての任期が満了する日（当該満了する日前に教育長が欠けた場合には欠けた日）の翌日

ただし、平成27年4月1日において、現行の教育長が在職しない場合には、同日から施行

議第 5 号

山形県教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則の制定について

山形県教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

山形県教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則

山形県教育委員会傍聴人規則（昭和23年11月県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「委員」を「教育長及び委員」に改める。

第4条第4号中「委員長」を「教育長」に改める。

第5条中「紊す」を「乱す」に、「委員長」を「教育長」に改める。

第6条中「委員席」を「教育長及び委員の席」に改める。

第7条中「委員長」を「教育長」に改める。

附 則

- 1 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号。以下「改正法」という。）附則第2条第1項に規定する旧教育長である山形県教育委員会の教育長（以下「旧教育長」という。）の当該教育委員会の委員としての任期が満了する日（当該満了する日前に旧教育長が欠けた場合には、当該欠けた日）の翌日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、平成27年4月1日において改正法による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第16条第1項の教育委員会の教育長である山形県教育委員会の教育長が在職しない場合には、この規則は、同日から施行する。

提 案 理 由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の制定に伴い、規定の整備を図るため提案するものである。

平成27年3月25日提出

山形県教育委員会

教育長 菅 野 滋

山形県教育委員会傍聴人規則新旧対照表

現 行	改 正 案
第1条 一略—	第1条 一略—
第2条 一略—	第2条 一略—
第3条 傍聴人は、次の事項を守らなければならぬ。これに違反したときは、退場を命ずることができる。 (1) ~ (2) 一略— (3) <u>委員の言論につき評論しないこと</u> (4) 一略—	第3条 傍聴人は、次の事項を守らなければならぬ。これに違反したときは、退場を命ずることができる。 (1) ~ (2) 一略— (3) <u>教育長及び委員の言論につき評論しないこと</u> (4) 一略—
第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。 (1) ~ (3) 一略— (4) その他議場の秩序を乱すおそれがあると <u>委員長が認める者</u>	第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。 (1) ~ (3) 一略— (4) その他議場の秩序を乱すおそれがあると <u>教育長が認める者</u>
第5条 傍聴人がこの規則に違反し、又は議場の秩序を <u>紊乱</u> するなことがあるときは、 <u>委員長</u> は退場を命じ、必要あるときは、警察官に引渡すことができる。	第5条 傍聴人がこの規則に違反し、又は議場の秩序を <u>乱す</u> するなことがあるときは、 <u>教育長</u> は退場を命じ、必要あるときは、警察官に引渡すことができる。
第6条 傍聴人は、いかなる事由があつても、 <u>委員席</u> に入ることができない。	第6条 傍聴人は、いかなる事由があつても、 <u>教育長及び委員の席</u> に入ることができない。
第7条 秘密の会議を開くとき、又は <u>委員長</u> より傍聴を禁止されたときは、傍聴人は直ちに退場しなければならない。	第7条 秘密の会議を開くとき、又は <u>教育長</u> より傍聴を禁止されたときは、傍聴人は直ちに退場しなければならない。
第8条 一略—	第8条 一略—

山形県教育委員会傍聴人規則の一部改正について

教育庁総務課

1 改正理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)の制定により、委員長職が廃止され、教育長が会務を総理し教育委員会の代表となることであわせ規定の整備を行うもの。

2 改正内容

- ・教育長が教育委員会の構成員ではあるが、委員ではなくなることによる改正
- ・委員長職が廃止され、教育長が会議の主宰者となることによる規定の整備 等

3 施行期日

現行の教育長の委員としての任期が満了する日（当該満了する日前に教育長が欠けた場合には欠けた日）の翌日

ただし、平成27年4月1日において、現行の教育長が在職しない場合には、同日から施行

議第 6 号

山形県教育委員会公告式規則の一部を改正する規則の制定について

山形県教育委員会公告式規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

山形県教育委員会公告式規則の一部を改正する規則

山形県教育委員会公告式規則（昭和 25 年 11 月県教育委員会規則第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条を次のように改める。

第 1 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）

第 15 条第 2 項の規定に基づく公告式は、この規則の定めるところによる。

第 2 条第 1 項中「委員長」を「教育長」に改める。

第 3 条第 1 項中「委員長名」を「教育長名」に、「委員長印」を「教育長印」に改める。

附 則

1 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 76 号。以下「改正法」という。）附則第 2 条第 1 項に規定する旧教育長である山形県教育委員会の教育長（以下「旧教育長」という。）の当該教育委員会の委員としての任期が満了する日（当該満了する日前に旧教育長が欠けた場合には、当該欠けた日）の翌日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、平成 27 年 4 月 1 日において改正法による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 16 条第 1 項の教育委員会の教育長である山形県教育委員会の教育長が在職しない場合には、この規則は、同日から施行する。

提 案 理 由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の制定に伴い、規定の整備を図る等のため提案するものである。

平成 27 年 3 月 25 日提出

山形県教育委員会

教育長 菅 野 滋

山形県教育委員会公告式規則新旧対照表

現 行	改 正 案
第1条 昭和31年6月法律第162号地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第2項の規定にもとづく公告式は、この規則の定めるところによる。	第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第15条第2項の規定に基づく公告式は、この規則の定めるところによる。
第2条 規則を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び公布の年月日を記入し、 <u>委員長</u> が署名しなければならない。 2 規則の公布は、山形県公報に登載してこれをを行う。	第2条 規則を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び公布の年月日を記入し、 <u>教育長</u> が署名しなければならない。 2 規則の公布は、山形県公報に登載してこれをを行う。
第3条 規則を除くほか、教育委員会の定める規程で公表を要するものは、公布又は公表の旨の前文、公布の年月日及び <u>委員長名</u> を記入して <u>委員長印</u> を押さなければならない。 2 第2条第2項の規定は、前項の規定にこれを準用する。	第3条 規則を除くほか、教育委員会の定める規程で公表を要するものは、公布又は公表の旨の前文、公布の年月日及び <u>教育長名</u> を記入して <u>教育長印</u> を押さなければならない。 2 第2条第2項の規定は、前項の規定にこれを準用する。
第4条 規則及びその他の規程で公表を要するものは、当該規則又は規程に特別の定があるものを除くほか、公布の日から起算して10日を経過した日から、これを施行する。	第4条 規則及びその他の規程で公表を要するものは、当該規則又は規程に特別の定があるものを除くほか、公布の日から起算して10日を経過した日から、これを施行する。

山形県教育委員会公告式規則の一部改正について

教育庁総務課

1 改正理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)の制定により、委員長職が廃止され、教育長が会務を総理し教育委員会の代表となることであわせ規定の整備を行うもの。

2 改正内容

- ・委員長職が廃止され、教育長が教育委員会の代表となることによる規定の整備 等

3 施行期日

現行の教育長の委員としての任期が満了する日（当該満了する日前に教育長が欠けた場合には欠けた日）の翌日

ただし、平成27年4月1日において、現行の教育長が在職しない場合には、同日から施行

議第 7 号

教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則の一部を改正する規則の制定について

教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則の一部を改正する規則

教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則（昭和31年11月県教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第1条中「) 第26条第1項」を「。以下「地教行法」という。) 第25条第1項」に改める。

第2条第28号中「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条」を「地教行法第26条」に改める。

第4条第2項中「教育次長がその事務」を「理事及び教育次長がその事務のうち、それぞれの所管に属する事務」に改める。

第5条の次に次の1条を加える。

（委任された事務の報告）

第6条 地教行法第25条第3項の規定による報告は、第2条の規定により委任された事務のうち重要な事項について、同法第26条第1項に規定する報告書を議会に提出する前に行うものとする。

附 則

- 1 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号。以下「改正法」という。）附則第2条第1項に規定する旧教育長である山形県教育委員会の教育長（以下「旧教育長」という。）の当該教育委員会の委員としての任期が満了する日（当該満了する日前に旧教育長が欠けた場合には、当該欠けた日）の翌日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、平成27年4月1日において改正法による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第16条第1項の教育委員会の教育長である山形県教育委員会の教育長が在職しない場合には、この規則は、同日から施行する。

提 案 理 由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の制定に伴い、規定の整備を図るため提案するものである。

平成 27 年 3 月 25 日提出

山形県教育委員会

教育長 菅 野 滋

教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則新旧対照表

現 行	改 正 案
(総則)	(総則)
第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第26条第1項の規定による教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして専決させる事務は、この規則の定めるところによる。	第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「地教行法」という。)第25条第1項の規定による教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして専決させる事務は、この規則の定めるところによる。
(委任する事務)	(委任する事務)
第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除きその権限に属する事務を教育長に委任する。 (1)~(27)一略— (28) <u>地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条</u> の規定による点検及び評価に関すること。 (29)~(32)一略—	第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除きその権限に属する事務を教育長に委任する。 (1)~(27)一略— (28) <u>地教行法第26条</u> の規定による点検及び評価に関すること。 (29)~(32)一略—
第3条 一略— (専決させる事務)	第3条 一略— (専決させる事務)
第4条 教育委員会は、次に掲げる事務は教育長に専決させる。 (1)~(22)一略— 2 前項の規定による教育長の専決事務については、教育長に事故があるときは、 <u>教育次長がその事務を代決する</u> 。	第4条 教育委員会は、次に掲げる事務は教育長に専決させる。 (1)~(22)一略— 2 前項の規定による教育長の専決事務については、教育長に事故があるときは、 <u>理事及び教育次長がその事務のうち、それぞれの所管に属する事務を代決する</u> 。
3一略— (臨時専決処理)	3一略— (臨時専決処理)
第5条 一略—	第5条 一略— (委任された事務の報告)
	第6条 <u>地教行法第25条第3項</u> の規定による報告は、第2条の規定により委任された事務のうち重要な事項について、同法第26条第1項に規定する報告書を議会に提出する前に行うものとする。

教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則の一部改正について

教育庁総務課

1 改正理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)の制定により、教育委員会の権限に属する事務のうち教育長に委任された事務の管理及び執行の状況を教育委員会へ報告することが義務付けられたことなどから、新たに規定の追加等を図るもの。

2 改正内容

- ・教育長の専決事務の代決者についての規定の改正
- ・教育長に委任された事務の管理及び執行状況の報告に関する規定の追加 等

3 施行期日

現行の教育長の委員としての任期が満了する日（当該満了する日前に教育長が欠けた場合には欠けた日）の翌日

ただし、平成27年4月1日において、現行の教育長が在職しない場合には、同日から施行

議第 8 号

山形県教育財産管理規則の一部を改正する規則の制定について

山形県教育財産管理規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

山形県教育財産管理規則の一部を改正する規則

山形県教育財産管理規則（昭和60年3月県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第23条第2号」を「第21条第2号」に改める。

第8条中「教育長」を「教育委員会理事」に改める。

附 則

- 1 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号。以下「改正法」という。）附則第2条第1項に規定する旧教育長である山形県教育委員会の教育長（以下「旧教育長」という。）の当該教育委員会の委員としての任期が満了する日（当該満了する日前に旧教育長が欠けた場合には、当該欠けた日）の翌日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、平成27年4月1日において改正法による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第16条第1項の教育委員会の教育長である山形県教育委員会の教育長が在職しない場合には、この規則は、同日から施行する。

提 案 理 由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の制定に伴い、規定の整備を図る等のため提案するものである。

平成27年3月25日提出

山形県教育委員会

教育長 菅野滋

山形県教育財産管理規則新旧対照表

現 行	改 正 案
第1章 総則 (趣旨)	第1章 総則 (趣旨)
第1条 この規則は、別に定めるものを除くほか、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。次条において「法」という。） <u>第23条第2号</u> に規定する教育財産（借受けに係るものを含む。以下同じ。）の管理について必要な事項を定めるものとする。	第1条 この規則は、別に定めるものを除くほか、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。次条において「法」という。） <u>第21条第2号</u> に規定する教育財産（借受けに係るものを含む。以下同じ。）の管理について必要な事項を定めるものとする。
第2条～第7条 一略— (教育財産の引継ぎ)	第2条～第7条 一略— (教育財産の引継ぎ)
第8条 教育長は、山形県公有財産規則（昭和49年4月県規則第25号）第18条第1項の規定により教育財産の引継ぎを受けたときは、次に掲げる書類のうち必要なものとともに、速やかに当該財産を管理すべき管理者に引き継がなければならない。 (1)～(4) 一略— 一略—	第8条 教育委員会理事は、山形県公有財産規則（昭和49年4月県規則第25号）第18条第1項の規定により教育財産の引継ぎを受けたときは、次に掲げる書類のうち必要なものとともに、速やかに当該財産を管理すべき管理者に引き継がなければならない。 (1)～(4) 一略— 一略—

山形県教育財産管理規則の一部改正について

教育庁総務課

1 改正理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号。以下「改正法」という。）の制定により、教育長が教育委員会の補助機関という位置付けから、教育委員会の構成員となり、知事の権限に属する事務の一部を補助執行させることができる地方自治法第180条の2の「執行機関の事務を補助する職員」に該当しなくなるため、教育長に補助執行することはできなくなる。

このため、本来知事の権限に属する事務である、公有財産（教育財産を除く。）の取得や管理に関する事務を教育委員会理事に補助執行させるために山形県公有財産規則（昭和49年県規則第25号）が改正される予定である。これにあわせ、教育財産管理規則も規定の整備等を行うものである。

2 改正内容

- ・改正法による地方教育行政の組織及び運営に関する法律の条項ずれに対応した規定の整備
- ・山形県公有財産規則の改正に伴う規定の改正

3 施行期日

現行の教育長の委員としての任期が満了する日（当該満了する日前に教育長が欠けた場合には欠けた日）の翌日

ただし、平成27年4月1日において、現行の教育長が在職しない場合には、同日から施行

議第 9 号

山形県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について

山形県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

山形県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

山形県教育委員会事務局組織規則（昭和 40 年 4 月県教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 18 条第 2 項」を「。以下「法」という。) 第 17 条第 2 項」に改める。

第 4 条第 1 項の表総務課の項中「企画調整・予算担当」を「企画調整担当、予算担当」に改め、同表文化財・生涯学習課の項中「社会教育施設担当」を「青少年教育施設担当」に改め、同表義務教育課の項中「企画・整備推進担当」を「企画担当」に改め、同表スポーツ保健課の項中「南東北高校総体推進担当、」を削る。

第 4 条第 2 項の表スポーツ保健課の項中「競技スポーツ推進室」を「競技スポーツ推進室、全国高校総体推進室」に改める。

第 5 条中第 37 号を第 39 号とし、第 36 号の次に次の 2 号を加える。

(37) 法第 1 条の 3 に規定する大綱に関すること

(38) 法第 1 条の 4 に規定する総合教育会議に関すること

第 8 条第 1 項に次の 1 号を加える。

(12) 県立中高一貫校の開校準備に関すること

第 8 条第 2 項中「第 8 号」を「第 8 号及び第 12 号」に改める。

第 11 条第 1 項に次の 1 号を加える。

(16) 平成 29 年度高等学校総合体育大会に関すること

第 11 条第 2 項中「所掌する」を「、同項第 16 号に掲げる事務は全国高校総体推進室で所掌する」に改める。

第 15 条の表総務課の項中「総務係」を「総務係又は総務行政係」に改める。

第 19 条の表理事の項中「掌理し、教育長に事故があるとき又は教育長が欠けたときは、その所管する事務について、その職務を代理する」を「掌理する」に、同表教育次長の項中「指揮監督し、教育長に事故があるとき又は教育長が欠けたときは、その所管する事務について、その職務を代理する」を「指揮監督する」に改める。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 19 条の改正規定は地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 76 号）

以下「改正法」という。) 附則第2条第1項に規定する旧教育長である山形県教育委員会の教育長(以下「旧教育長」という。)の当該教育委員会の委員としての任期が満了する日(当該満了する日前に旧教育長が欠けた場合には、当該欠けた日)の翌日から施行する。

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の制定に伴う規定の整備及び組織の改編等を行うため提案するものである。

平成27年3月25日提出

山形県教育委員会

教育長 菅野 滋

山形県教育委員会事務局組織規則新旧対照表

現 行	改 正 案																												
第1章 総則 (趣旨) <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第18条第2項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令（昭和31年政令第221号）第6条の規定に基づき、山形県教育委員会事務局の組織及び職員の職の設置その他必要な事項を定めるものとする。</p>	第1章 総則 (趣旨) <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第17条第2項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令（昭和31年政令第221号）第6条の規定に基づき、山形県教育委員会事務局の組織及び職員の職の設置その他必要な事項を定めるものとする。</p>																												
第2条～第3条 一略 第2章 本庁 (課及び係)	第2条～第3条 一略 第2章 本庁 (課及び係)																												
第4条 本庁に、次の表の左欄に掲げる課を置き、当該課に、同表の右欄に掲げる係を置く。	第4条 本庁に、次の表の左欄に掲げる課を置き、当該課に、同表の右欄に掲げる係を置く。																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>課名</th><th>係名</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務課</td><td>庶務係、行政管理担当、企画調整・予算担当、学校施設担当、行政給与担当、小中管理担当、高校管理担当</td></tr> <tr> <td>文化財・生涯学習課</td><td>経理担当、社会教育施設担当、文化財担当、生涯学習・社会教育担当</td></tr> <tr> <td>義務教育課</td><td>経理担当、義務教育担当、企画・整備推進担当、指導担当</td></tr> <tr> <td>高校教育課</td><td>—略—</td></tr> <tr> <td>福利課</td><td>—略—</td></tr> <tr> <td>スポーツ保健課</td><td>庶務係、企画担当、学校体育・生涯スポーツ担当、南東北高校総体推進担当、学校保健・食育担当、競技スポーツ担当、スポーツ育成担当</td></tr> </tbody> </table>	課名	係名	総務課	庶務係、行政管理担当、企画調整・予算担当、学校施設担当、行政給与担当、小中管理担当、高校管理担当	文化財・生涯学習課	経理担当、社会教育施設担当、文化財担当、生涯学習・社会教育担当	義務教育課	経理担当、義務教育担当、企画・整備推進担当、指導担当	高校教育課	—略—	福利課	—略—	スポーツ保健課	庶務係、企画担当、学校体育・生涯スポーツ担当、南東北高校総体推進担当、学校保健・食育担当、競技スポーツ担当、スポーツ育成担当	<table border="1"> <thead> <tr> <th>課名</th><th>係名</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務課</td><td>庶務係、行政管理担当、企画調整担当、予算担当、学校施設担当、行政給与担当、小中管理担当、高校管理担当</td></tr> <tr> <td>文化財・生涯学習課</td><td>経理担当、青少年教育施設担当、文化財担当、生涯学習・社会教育担当</td></tr> <tr> <td>義務教育課</td><td>経理担当、義務教育担当、企画担当、指導担当</td></tr> <tr> <td>高校教育課</td><td>—略—</td></tr> <tr> <td>福利課</td><td>—略—</td></tr> <tr> <td>スポーツ保健課</td><td>庶務係、企画担当、学校体育・生涯スポーツ担当、学校保健・食育担当、競技スポーツ担当、スポーツ育成担当</td></tr> </tbody> </table>	課名	係名	総務課	庶務係、行政管理担当、企画調整担当、予算担当、学校施設担当、行政給与担当、小中管理担当、高校管理担当	文化財・生涯学習課	経理担当、青少年教育施設担当、文化財担当、生涯学習・社会教育担当	義務教育課	経理担当、義務教育担当、企画担当、指導担当	高校教育課	—略—	福利課	—略—	スポーツ保健課	庶務係、企画担当、学校体育・生涯スポーツ担当、学校保健・食育担当、競技スポーツ担当、スポーツ育成担当
課名	係名																												
総務課	庶務係、行政管理担当、企画調整・予算担当、学校施設担当、行政給与担当、小中管理担当、高校管理担当																												
文化財・生涯学習課	経理担当、社会教育施設担当、文化財担当、生涯学習・社会教育担当																												
義務教育課	経理担当、義務教育担当、企画・整備推進担当、指導担当																												
高校教育課	—略—																												
福利課	—略—																												
スポーツ保健課	庶務係、企画担当、学校体育・生涯スポーツ担当、南東北高校総体推進担当、学校保健・食育担当、競技スポーツ担当、スポーツ育成担当																												
課名	係名																												
総務課	庶務係、行政管理担当、企画調整担当、予算担当、学校施設担当、行政給与担当、小中管理担当、高校管理担当																												
文化財・生涯学習課	経理担当、青少年教育施設担当、文化財担当、生涯学習・社会教育担当																												
義務教育課	経理担当、義務教育担当、企画担当、指導担当																												
高校教育課	—略—																												
福利課	—略—																												
スポーツ保健課	庶務係、企画担当、学校体育・生涯スポーツ担当、学校保健・食育担当、競技スポーツ担当、スポーツ育成担当																												
2 次の表の左欄に掲げる課に、同表の右欄に掲げる課内室を置く。	2 次の表の左欄に掲げる課に、同表の右欄に掲げる課内室を置く。																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>課名</th><th>課内室名</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務課</td><td>—略—</td></tr> <tr> <td>文化財・生涯学習課</td><td>—略—</td></tr> <tr> <td>義務教育課</td><td>—略—</td></tr> <tr> <td>高校教育課</td><td>—略—</td></tr> <tr> <td>スポーツ保健課</td><td>競技スポーツ推進室</td></tr> </tbody> </table>	課名	課内室名	総務課	—略—	文化財・生涯学習課	—略—	義務教育課	—略—	高校教育課	—略—	スポーツ保健課	競技スポーツ推進室	<table border="1"> <thead> <tr> <th>課名</th><th>課内室名</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務課</td><td>—略—</td></tr> <tr> <td>文化財・生涯学習課</td><td>—略—</td></tr> <tr> <td>義務教育課</td><td>—略—</td></tr> <tr> <td>高校教育課</td><td>—略—</td></tr> <tr> <td>スポーツ保健課</td><td>競技スポーツ推進室、全国高校総体推進室</td></tr> </tbody> </table>	課名	課内室名	総務課	—略—	文化財・生涯学習課	—略—	義務教育課	—略—	高校教育課	—略—	スポーツ保健課	競技スポーツ推進室、全国高校総体推進室				
課名	課内室名																												
総務課	—略—																												
文化財・生涯学習課	—略—																												
義務教育課	—略—																												
高校教育課	—略—																												
スポーツ保健課	競技スポーツ推進室																												
課名	課内室名																												
総務課	—略—																												
文化財・生涯学習課	—略—																												
義務教育課	—略—																												
高校教育課	—略—																												
スポーツ保健課	競技スポーツ推進室、全国高校総体推進室																												
(総務課の分掌事務)	(総務課の分掌事務)																												

第5条 総務課の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(36)一略— (37) 他課の所管に属しない事項に関すること 2 一略— 第6条～第7条 一略— (高校教育課の分掌事務) 第8条 高校教育課の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(11) 一略— 2 高校教育課の分掌事務のうち前項第8号に掲げる事務は、高校改革推進室で所掌する。 第9条～第10条 一略— (スポーツ保健課の分掌事務) 第11条 スポーツ保健課の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(15) 一略— 2 スポーツ保健課の分掌事務のうち、前項第7号に掲げる事務は競技スポーツ推進室で所掌する。 第12条～第14条 一略— (課及び係) 第15条 教育事務所に、次の表の左欄に掲げる課を置き、当該課に同表の右欄に掲げる係を置く。	第5条 総務課の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(36)一略— (37) 法第1条の3に規定する大綱に関すること (38) 法第1条の4に規定する総合教育会議に関すること (39) 他課の所管に属しない事項に関すること 2 一略— 第6条～第7条 一略— (高校教育課の分掌事務) 第8条 高校教育課の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(11) 一略— (12) 県立中高一貫校の開校準備に関すること 2 高校教育課の分掌事務のうち前項第8号及び第12号に掲げる事務は、高校改革推進室で所掌する。 第9条～第10条 一略— (スポーツ保健課の分掌事務) 第11条 スポーツ保健課の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(15) 一略— (16) 平成29年度全国高等学校総合体育大会に関すること 2 スポーツ保健課の分掌事務のうち、前項第7号に掲げる事務は競技スポーツ推進室で、同項第16号に掲げる事務は全国高校総体推進室で所掌する。 第12条～第14条 一略— (課及び係) 第15条 教育事務所に、次の表の左欄に掲げる課を置き、当該課に同表の右欄に掲げる係を置く。																
<table border="1"> <tr> <th>課名</th> <th>係名</th> </tr> <tr> <td>総務課</td> <td>総務係</td> </tr> <tr> <td>指導課</td> <td></td> </tr> <tr> <td>社会教育課</td> <td></td> </tr> </table>	課名	係名	総務課	総務係	指導課		社会教育課		<table border="1"> <tr> <th>課名</th> <th>係名</th> </tr> <tr> <td>総務課</td> <td>総務係又は総務行政係</td> </tr> <tr> <td>指導課</td> <td></td> </tr> <tr> <td>社会教育課</td> <td></td> </tr> </table>	課名	係名	総務課	総務係又は総務行政係	指導課		社会教育課	
課名	係名																
総務課	総務係																
指導課																	
社会教育課																	
課名	係名																
総務課	総務係又は総務行政係																
指導課																	
社会教育課																	
第16条～第18条 一略— (職務) 第19条 前2条に規定する職の職務は、別に法令に定めのあるものを除き、次の表のとおりとする。	第16条～第18条 一略— (職務) 第19条 前2条に規定する職の職務は、別に法令に定めのあるものを除き、次の表のとおりとする。																
<table border="1"> <tr> <th>職</th> <th>職務</th> </tr> <tr> <td>理事</td> <td>教育長の命を受けて教育庁の重</td> </tr> </table>	職	職務	理事	教育長の命を受けて教育庁の重	<table border="1"> <tr> <th>職</th> <th>職務</th> </tr> <tr> <td>理事</td> <td>教育長の命を受けて教育庁の重</td> </tr> </table>	職	職務	理事	教育長の命を受けて教育庁の重								
職	職務																
理事	教育長の命を受けて教育庁の重																
職	職務																
理事	教育長の命を受けて教育庁の重																

	要事項を掌理し、教育長に事故があるとき又は教育長が欠けたときは、その所管する事務について、その職務を代理する。		要事項を掌理する。
教育次長	教育長を補佐し、所属の職員を指揮監督し、教育長に事故があるとき又は教育長が欠けたときは、その所管する事務について、その職務を代理する。	教育次長	教育長を補佐し、所属の職員を指揮監督する。
—略—	—略—	—略—	—略—

—略—

山形県教育委員会事務局組織規則の一部改正について

教育庁総務課

1 改正理由

- ① 平成 27 年度の組織改編を行うため規定の整備を図るもの。
- ② 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 76 号。以下「改正法」という。）の制定により、教育長の職務代理者は委員の中から指名することとなり、これに関する規定の整備を行うもの。（第 19 条関係）

2 改正内容

- ① 各所属係名の改正等、スポーツ保健課に全国高校総体推進室を追加、総務課分掌事務に大綱、総合教育会議に関する事務の追加 等
- ② 改正法により職務代理者が規定されたことに伴い、理事及び教育次長の職務から、教育長に事故があった場合等の代理に係る規定を削除

3 施行期日

- ① 平成 27 年 4 月 1 日
- ② この規則の公布日以後において現に在職する改正法附則第 2 条第 1 項に規定する旧教育長である山形県教育委員会の教育長（以下「旧教育長」という。）の当該教育委員会の委員としての任期が満了する日（当該満了する日前に旧教育長が欠けた場合にあっては、当該欠けた日）の翌日

議第 10 号

山形県教科用図書選定審議会規則の一部を改正する規則の制定について

山形県教科用図書選定審議会規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

山形県教科用図書選定審議会規則の一部を改正する規則

山形県教科用図書選定審議会規則（昭和 39 年 5 月県教育委員会規則 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 11 条」を「第 10 条」に改める。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

提 案 理 由

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成 26 年政令第 293 号）の施行に伴い規定の整備を図るため提案するものである。

平成 27 年 3 月 25 日提出

山形県教育委員会

教育長 菅 野 滋

山形県教科用図書選定審議会規則新旧対照表

現 行	改 正 案
(趣旨) 第1条 この規則は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（昭和39年政令第14号） <u>第11条</u> の規定に基づき、山形県教科用図書選定審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関する必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この規則は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（昭和39年政令第14号） <u>第10条</u> の規定に基づき、山形県教科用図書選定審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関する必要な事項を定めるものとする。

参考

○山形県教科用図書選定審議会規則

[昭和 39 年 5月 11 日]
教育委員会規則第 5 号

<現行>

最終改正 平成 6 年 4 月 教育委員会規則第 2 号

(趣 旨)

第 1 条 この規則は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（昭和39年政令第14号）第11条の規定に基づき、山形県教科用図書選定審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関する必要な事項を定めるものとする。

(会 長)

第 2 条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ、会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会 議)

第 3 条 審議会は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(調査員)

第 4 条 審議会に、教科用図書の専門的な調査研究を行わせるために調査員を置く。

2 調査員は、次に掲げる者のうちから県教育委員会が任命又は委嘱する。

(1) 国立、公立及び私立の学校の校長及び教員

(2) 県及び市町村の教育委員会の事務局の職員

(庶 務)

第 5 条 審議会の庶務は、山形県教育庁義務教育課において処理する。

(委 任)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 6 年 4 月 教育委員会規則第 2 号）

この規則は、公布の日から施行する。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令の一部を改正する政令
内閣は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六
年法律第十号）の施行に伴い、及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和三
十八年法律第八十二号）第十七条の規定に基づき、この政令を制定する。

政令第二百九十三号

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六
年法律第十号）の施行に伴い、及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和三
十八年法律第八十二号）第十七条の規定に基づき、この政令を制定する。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（昭和三十九年政令第十四号）の一部

を次のように改正する。

第七条を削り、第八条を第七条とし、第九条を第八条とし、第十条を第九条とし、第十一条を第十

条とし、同条の次に次の一条を加える。

(採択地区協議会の組織及び運営)
第十二条 採択地区協議会は、関係市町村の教育委員会が採択地区協議会の規約の定めるところにより
指名する委員をもつて組織する。
2 採択地区協議会に会長を置き、採択地区協議会の規約の定めるところにより、委員のうちから定
め。

3 会長は、会務を総理する。
4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

5 前各項に定めるもののほか、採択地区協議会の組織及び運営に関する必要な事項は、採択地区協議
会の規約で定める。

第十二条を次のように改める。
(採択地区協議会の規約事項)

第十三条 採択地区協議会の規約には、次に掲げる事項を定めなければならない。
一 採択地区協議会の名称
二 採択地区協議会を設ける市町村の教育委員会
三 採択地区協議会の組織
四 教科用図書の選定の方法
五 採択地区協議会の経費の支弁の方法
第六条を第十七条とする。

第十五条第一号中「一千万円」を「千万円」に改め、同条を第十六条とし、第十四条を第十五条と
する。

第十三条第一項中「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条を第十四条とし、第十二条の次に次
の一条を加える。

(採択地区協議会の規約の変更)
第十三条 採択地区協議会を設けた市町村の教育委員会は、採択地区協議会の規約を変更しようす
るとときは、協議によりこれを行わなければならない。

附 則
この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

文部科学大臣 下村 博文
内閣総理大臣 安倍 晋三

御名御璽

平成二十六年九月三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布す
る。

議第 11 号

山形県立高等学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則の
制定について

山形県立高等学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則を次のように
制定する。

山形県立高等学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則
山形県立高等学校体育施設の開放に関する規則（昭和 50 年 7 月県教育委員会規則
第 7 号）の一部を次のように改正する。

「
別表中 山形県立真室川高等
学校 を 山形県立新庄神室産業
高等学校真室川校 に
」

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

※「公布の日」を「平成 27 年 4 月 1 日」に修正し可決

提 案 理 由

山形県立真室川高等学校の分校化に伴い規定の整備を図るため提案するものであ
る。

平成 27 年 3 月 25 日提出

山形県教育委員会
教育長 菅 野 滋

山形県立高等学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
別表	別表
開 放 校	開 放 校
山形県立山形南高等学校	山形県立山形南高等学校
山形県立山形西高等学校	山形県立山形西高等学校
山形県立山形工業高等学校	山形県立山形工業高等学校
山形県立天童高等学校	山形県立天童高等学校
山形県立寒河江工業高等学校	山形県立寒河江工業高等学校
山形県立谷地高等学校	山形県立谷地高等学校
山形県立村山産業高等学校	山形県立村山産業高等学校
山形県立新庄北高等学校最上校	山形県立新庄北高等学校最上校
山形県立新庄神室産業高等学校	山形県立新庄神室産業高等学校
山形県立新庄南高等学校金山校	山形県立新庄南高等学校金山校
<u>山形県立真室川高等学校</u>	<u>山形県立新庄神室産業高等学校真室川校</u>
山形県立南陽高等学校	山形県立南陽高等学校
山形県立長井高等学校	山形県立長井高等学校
山形県立荒砥高等学校	山形県立荒砥高等学校
山形県立鶴岡北高等学校	山形県立鶴岡北高等学校
山形県立鶴岡工業高等学校	山形県立鶴岡工業高等学校
山形県立加茂水産高等学校	山形県立加茂水産高等学校
山形県立鶴岡南高等学校山添校	山形県立鶴岡南高等学校山添校

議第 12 号

山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則の制定について

山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則

山形県立高等学校管理運営規則（昭和 41 年 4 月県教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 20 条第 2 項中「主任主事、栄養主査」を「主任主事、開校準備室長、開校準備専門員、開校準備主査、栄養主査」に改める。

第 21 条の表中

主事	上司の命を受けて事務に従事する。
実習教諭	実験又は実習について、教諭の職務を助ける業務を担当する。

を

主事	上司の命を受けて事務に従事する。
開校準備室長	開校に係る庶務及び事務を統括し、開校準備専門員、開校準備主査を監督する。
開校準備専門員	開校準備室長を補佐し、担当業務を処理する。
開校準備主査	上司の命を受けて担当業務に従事する。
実習教諭	実験又は実習について、教諭の職務を助ける業務を担当する。

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

※「公布の日」を「平成 27 年 4 月 1 日」に修正し可決

提 案 理 由

開校準備室長、開校準備専門員及び開校準備主査職を設置することに伴い、規定の整備を図るため提案するものである。

平成 27 年 3 月 25 日提出

山形県教育委員会

教育長 菅野 滋

山形県立高等学校管理運営規則新旧対照表

現 行	改 正 案
—略—	—略—
(職)	(職)
第20条 高等学校に、校長、教頭、教諭、養護教諭、実習教諭及び学校技能員を置く。	第20条 高等学校に、校長、教頭、教諭、養護教諭、実習教諭及び学校技能員を置く。
2 前項に規定するもののほか、高等学校に事務部長又は事務長及び主査又は主事を置くとともに、必要に応じ次の職を置く。	2 前項に規定するもののほか、高等学校に事務部長又は事務長及び主査又は主事を置くとともに、必要に応じ次の職を置く。
副校長、助教諭、講師、養護助教諭、実習講師、事務部次長、事務次長、総務主査、主任主査、副主任、 <u>主任主事、栄養主査</u> 、主任栄養士、管理栄養士、栄養士、副主任栄養士、技能長、学校司書、調理師	副校長、助教諭、講師、養護助教諭、実習講師、事務部次長、事務次長、総務主査、主任主査、副主任、 <u>主任主事、開校準備室長、開校準備専門員、開校準備主査、栄養主査</u> 、主任栄養士、管理栄養士、栄養士、副主任栄養士、技能長、学校司書、調理師
(職務)	(職務)
第 21 条 —略—	第 21 条 —略—
職	職務
—略—	—略—
主事	<u>上司の命を受けて事務に従事する。</u>
実習教諭	<u>実験又は実習について、教諭の職務を助ける業務を担当する。</u>
—略—	—略—
職	職務
—略—	—略—
主事	<u>上司の命を受けて事務に従事する。</u>
開校準備室長	<u>開校に係る庶務及び事務を統括し、開校準備専門員、開校準備主査を監督する。</u>
開校準備専門員	<u>開校準備室長を補佐し、担当業務を処理する。</u>
開校準備主査	<u>上司の命を受けて担当業務に従事する。</u>
実習教諭	<u>実験又は実習について、教諭の職務を助ける業務を担当する。</u>
—略—	—略—

議第 13 号

山形県免許状更新講習の受講者等に関する規則の一部を改正する規則の制定について

山形県免許状更新講習の受講者等に関する規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

山形県免許状更新講習の受講者等に関する規則の一部を改正する規則

山形県免許状更新講習の受講者等に関する規則（平成 21 年 3 月県教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「第 23 条」を「第 21 条」に、「の職員」を「の教育長又は職員」に改める。

第 2 条第 2 項第 2 号中「又は特別支援学校」を「若しくは特別支援学校又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）」に、「の理事」を「又は幼保連携型認定こども園を設置する社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 22 条に規定する社会福祉法人の理事」に改める。

第 3 条第 1 項中「の職員」を「の教育長又は各教育委員会の職員」に改め、同項第 1 号中「教育長及び」を削る。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

提 案 理 由

免許状更新講習規則（平成 20 年 3 月文部科学省令第 10 号）等の一部改正に伴い、更新講習の受講者等の規定の整備を図るため提案するものである。

平成 27 年 3 月 25 日提出

山形県教育委員会

教育長 菅 野 滋

山形県免許状更新講習の受講者等に関する規則新旧対照表-

現 行	改 正 案
—略— (免許状更新講習を受講できる者)	—略— (免許状更新講習を受講できる者)
第2条 免許状更新講習規則第9条第1項第2号の免許管理者が定める者は、県内の公立学校の教育職員（免許法第2条第1項に規定する教育職員をいう。以下同じ。）として任命されたことのある者のうち、県教育委員会及び県内の市町村教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号） <u>第23条</u> に規定する事務の全部又は一部を処理する市町村の組合に置く教育委員会を含む。）（以下「各教育委員会」という。） <u>の職員</u> として在職しているものとする。	第2条 免許状更新講習規則第9条第1項第2号の免許管理者が定める者は、県内の公立学校の教育職員（免許法第2条第1項に規定する教育職員をいう。以下同じ。）として任命されたことのある者のうち、県教育委員会及び県内の市町村教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号） <u>第21条</u> に規定する事務の全部又は一部を処理する市町村の組合に置く教育委員会を含む。）（以下「各教育委員会」という。） <u>の教育長又は職員</u> として在職しているものとする。
2 免許状更新講習規則第9条第1項第3号の免許管理者が定める者は、次に掲げるものとする。 (1) 一略— (2) 県内に学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校 <u>又は特別支援学校</u> を設置する学校法人（私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人をいう。） <u>の理事</u>	2 免許状更新講習規則第9条第1項第3号の免許管理者が定める者は、次に掲げるものとする。 (1) 一略— (2) 県内に学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校 <u>若しくは特別支援学校</u> <u>又は就学前の子ども</u> に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）を設置する学校法人（私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人をいう。） <u>又は幼保連携型認定こども園</u> を設置する社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人の <u>理事</u>
（免許状更新講習の修了確認の義務を課す者）	（免許状更新講習の修了確認の義務を課す者）
第3条 改正省令附則第3条第2号の免許管理者が定める者は、県内の公立学校の教育職員として任命されたことのある者のうち、各教育委員会の <u>職員</u> として在職しているものであって、次に掲げるものとする。 (1) <u>教育長及び教育次長</u> (2)～(4) 一略—	第3条 改正省令附則第3条第2号の免許管理者が定める者は、県内の公立学校の教育職員として任命されたことのある者のうち、各教育委員会の <u>教育長又は各教育委員会の職員</u> として在職しているものであって、次に掲げるものとする。 (1) <u>教育次長</u> (2)～(4) 一略—
2 一略— —略—	2 一略— —略—

免許状更新講習の受講者等に関する規則(以下、「県教育委員会規則」という。)の改正(案)について

1 「社会福祉法人の理事」を更新講習を受講できる者とする (第2条第2項第2号関係)

改正認定こども園法により、平成27年4月1日から新たに「幼保連携型認定こども園」が創設されることとなり、その設置主体のひとつとして新たに社会福祉法人が規定された。これにより、免許状更新講習規則が改正され、受講できる者として、「社会福祉法人」の役職員が加えられたことに伴うもの。

※「幼保連携型認定こども園」：学校及び児童福祉施設として単一の法的位置付けを持つ施設であり、学校教育及び保育を提供するもの

2 「教育長」を更新講習を受講できる者とする (第2条第1項関係)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正され、「教育長」が教育委員会の構成員となり、更新講習を受講できる、「過去、教員として任命されたことのある教育委員会の職員」に含まれなくなることから、教育長が受講可能となるようにするもの。

(免許状更新講習を受講できる者)

※太字：改正箇所

免許法・免許状更新講習規則	県教育委員会規則 (免許管理者が定める者)
① 教育職員(主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師等)	
② 教員採用内定者	
③ 校長、副校長、教頭、実習助手、寄宿舎指導員、 学校栄養職員	・教育委員会の職員(学校除く) ・教育長
④ 指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者として免許管理者が定める者	・国、他部局等への人事交流者 ・学校法人の理事 ・社会福祉法人の理事
⑤ 国・県市町村職員、国立大学法人・公立大学法人・独立行政法人・学校法人・社会福祉法人の役員又は職員で、免許管理者が定める者	
⑥ かつて教員であった者	
⑦ 臨時講師の登録者等	

3 「教育長」を更新講習の受講義務が課される者とする (第3条第1項関係)

前述2と同様の理由によるもの。ただし、県教育委員会規則第4条に、免許状更新講習を受ける必要がない者として、県教育委員会規則第3条を引用して受講義務が課される者と全く同様に規定していることから、県教育委員会規則第3条が規定する教育長は受講が免除される者となる。

※ 免許更新制開始(平成21年4月1日)より前に教育職員免許状が授与されたことがある者のみ、県教育委員会規則第3条第1項が適用され、受講義務が課される。

一方、受講義務がない者は、更新期限経過後は原則として免許状が失効するところ、更新期限経過後も免許状は失効せず、使用できない状態(休眠状態)となる経過措置が適用される。

(関係規定)

① 教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(以下、「改正省令」という。)

附則第10条

免許管理者は、前条第2項第4号に規定する認定に係る申請をした旧免許状所持現職教員が次の各号のいずれかに該当する者(第1号、第2号及び第5号に掲げる者については、最新の知識技能を十分に有していないと免許管理者が認める者を除く。)であるときは、改正法附則第2条第5項の規定により、免許状更新講習を受ける必要がないものとして認めるものとする。

1 略

2 指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者として免許管理者が定める者

3 以下略

② 県教育委員会規則 第4条第1項(免許状更新講習を受ける必要がない者)

省令第61条の4第2号及び改正省令附則第10条第1項第2号の免許管理者が定める者は、前条第1項に規定する者とする。

③ 県教育委員会規則 第3条第1項(免許状更新講習の修了確認の義務を課する者)

改正省令附則第3条第2号の免許管理者が定める者は、県内の公立学校の教育職員として任命されたことのある者のうち、各教育委員会の教育長又は各教育委員会の職員として在職しているものであって、次に掲げるものとする。

(1) 教育次長

(2) 以下略

※なお、教育職員免許法施行規則第61条の4第2号も同様の内容となっており、免許更新制開始(平成21年4月1日)以降に免許状が授与された場合に適用され、教育長等は免許状更新講習が免除される者となる。